

## 公職選挙法の一部を改正する法律案提案理由説明

ただ今議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

参議院議員の選挙制度については、平成二十七年に成立した四県二合区を含む十増十減を行うための公職選挙法改正法附則第七条において、平成三十一年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする旨が規定されております。

そこで、参議院では、議長の下に設置された「参議院改革協議会」の下に設けられた「選挙制度に関する専門委員会」において十七回にわたり協議が行われてきました。なお各会派の意見の隔たりがある中で、参議院の在り方も踏まえた選挙制度改革について参議院改革協議会において議論して頂くべく報告書が提出されました。その後、参議院改革協議会等において協議が行わ

れましたが、会派間で考え方に幅があり合意が得られていない下で、議長から、各会派で法律案を提出して審議するようにとの発言がありました。

そこで、立憲民主党と希望の党は、共同で法案を作成し、提出する次第です。

私たちは、議員定数増については、日本の人口が減少している中、また、地方議会が議員定数削減に大変な努力をする中、国会だけが議員定数を増やすことには国民の理解が得られないと考えます。平成二十七年改正法附則を踏まえ、参議院として、選挙制度の抜本的な改革について結論を得て、次期通常選挙に臨む責務があり、時間がない中で、選挙制度の公平性、普遍性を保ちつつ、改革の最低限の条件である較差三倍以内に抑えるためには、現行制度の枠組みの下で、議員定数を増加することなく、合区を新たに設けるしかないと考えます。

次に、本法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の縮小を図るため、最も議員一人当たり人口が少ない福井県とその隣県で人口の最も少ない石川県を区

域とする選挙区を新たに設け、合区することによって定数を二人削減し、最も一票の較差が大きい埼玉県選挙区を二人増加し八人とすることとしております。その結果、定数を増加することなく、各選挙区間の一票の較差は二・八一六倍に抑えられ、較差三倍以内が実現できます。

以上が本法律案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。